



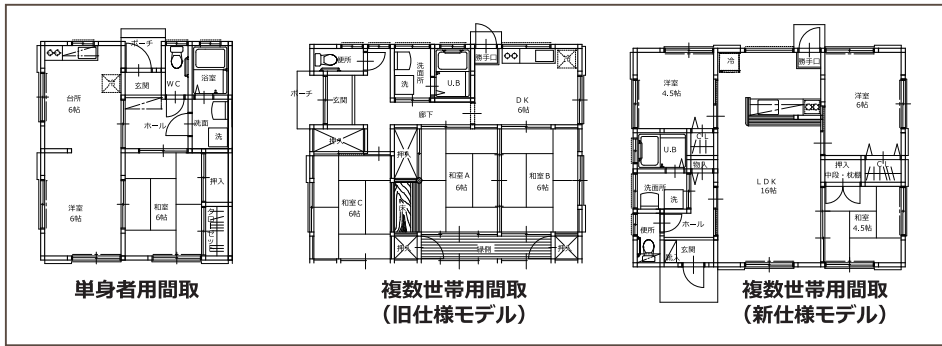
住居

村営住宅（空き家住宅）

三島村では、Iターン者・Uターン者向けの定住促進住宅を整備しています。



村営住宅間取り図



【住宅入居の場合の条件等】

○入居時の費用と毎月の家賃

- ・入居時の敷金等の納入は不要です。
- ・毎月の家賃は、築年数や床面積に応じて異なります。

例) 平成20年度以降建築の床面積66㎡の住宅の場合

基本料金：月額20,500円

付加料金：1㎡あたり50円×66=3,300円

合計=20,500円(基本料金)+3,300円(付加料金)=23,800円

○主な禁止事項

- ・許可なく模様替えや増築することはできません。
- ・建物の全部、または一部を転賃することはできません。
- ・他人に迷惑となるようなペットを飼育することはできません。

○明け渡し時の条件

- ・住宅を明け渡しときは、明け渡し10日前までに退去届を提出する必要があります。
- ・明け渡しときには、畳の表替え、障子やふすま、網戸の張替えその他必要な修繕費用の負担が必要です。



住宅・生活支援内容

住宅支援	住宅資金貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付利率 年1% ○貸付金と貸付期間 <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅を新築する場合 300万円以内（15年以内） ・個人住宅の増築する場合 100万円以内（10年以内） ・民宿等を経営する目的で新增改築する場合 <ul style="list-style-type: none"> 床面積67㎡未満 800万円以内（20年以内） 床面積67㎡以上 1,500万円以内（20年以内） ○償還の方法 元金均等年賦償還（繰上償還も可能） ○担保 2人以上の連帯保証人を立てること
	村営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○三島村が管理する村営住宅への入居が可能 ○家賃は、築年数に応じた基本料金と、床面積に応じた付加料金の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 平成10～11年度建築住宅 月額16,000円 平成12～13年度建築住宅 月額16,500円 平成14～15年度建築住宅 月額17,000円 平成16～17年度建築住宅 月額18,000円 平成18～19年度建築住宅 月額19,000円 平成20年度以降建築住宅 月額20,500円 ・付加料金 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の床面積に1平方メートルあたり50円を乗じて得た額とし、基本料金に加算する（ただし100円未満は切り捨て）
生活支援	定住促進対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象となる条件 <ul style="list-style-type: none"> ・農業・水産業等の自立または自営の目的をもって村に移住し、村の活性化に寄与しようとしていること ・世帯主の年齢が55歳以下であること（村職員として採用された場合は事業の対象とならない） ○申し込みと審査 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の適用を受けて移住しようとする者は、定住申込書ならびに事業計画もしくは生活設計書等を村長に提出し、定住対策本部の審査を受けなければならない ・定住促進対策本部による書類審査ならびに村長による面接、定住促進対策本部による面接を経て、移住承認の可否を決定する ○対象者への支度金・報償・助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の適用を受けて移住した世帯の代表者には、以下の助成金・支度金・報償を支給する <ul style="list-style-type: none"> ▼支度金（移住時） <ul style="list-style-type: none"> フェリーみしまの各種運賃の合計もしくは100,000円のいずれか低い額を支給 ▼報償（移住時） <ul style="list-style-type: none"> 1人世帯：子牛1頭もしくは30万円 2人以上世帯：子牛1頭もしくは50万円 ▼助成金（支給期間は3年以内） <ul style="list-style-type: none"> 1人世帯：月額85,000円以内 2人世帯（配偶者を含む）：月額100,000円以内 第1子については20,000円を、第2子から1人につき10,000円を加算する ○定期報告 <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の受給者は、毎年10月末と4月末までに、（申込時に申請した）事業の進捗について定住中間報告書を提出しなければならない